



【春の全道火災予防運動】

春は空気が乾燥し、風が強く吹くなど小さな火元から火災になることが多い季節です。

特に、子どもの火遊び・煙草の投げ捨て・野焼きの拡大による火災が多いことから、私たちの不注意や油断などにより発生する火災が多いと言えます。

火災を出さない環境づくりと「火の用心」の心を忘れず、掛け替えのない命や大切な財産を火災から守りましょう。

また、火災予防期間中に消防職員と消防団員が、住宅防火点検のため伺いますのでご協力ください。

【住宅用防災機器等の維持管理について】

1. 消火器



各消火器メーカーでは、交換推奨年数が8年（住宅用消火器は5年）となっています。設置してある消火器を確認して「耐用年数を過ぎていないか」、「錆びたり、腐食していないか」「大きなキズや変形した箇所はないか」をチェックしましょう。

消火器の廃棄にはリサイクルシールが必要です。2010年以降に製造された消火器は、製造時からリサイクルシールが貼りつけてありますが、それ以前のものにはシールが添付されていないのでリサイクルシールを購入し貼り付けなければなりません。費用等はお近くの消防用設備取扱い店や消防用設備リサイクル推進センターまでお問い合わせください。

また、小型で持ち運びやすい住宅用消火器や、簡単に持ち運びのできるエアゾール式簡易消火具もありますので、維持管理や廃棄方法はそれぞれの仕様書を確認してみましょう。

2. 住宅用火災警報器



住宅用火災警報器は、火災の煙などを感知して、音声や警報音で知らせてくれるので、火災の早期発見に大変有効です。住宅用火災警報器は電池が切れていたり、故障していたりすると、いざという時に効果を発揮しません。

日頃からお手入れをして、定期的に作動確認をしましょう。また、住宅用火災警報器の多くは、本体の耐用年数が約10年となっています。自宅に設置している住宅用火災警報器の使用期限を確かめておき、電池や本体を交換しましょう。

☆お手入れ方法

警報器にホコリが付くと火災を感知しにくくなります。汚れが目立ったら、乾いた布でふき取りましょう。

特に、台所（推奨設置）に取り付けた警報器は、油や煙により汚れがつくことがあります。布に水や石鹸水を浸し、十分絞ってから汚れをふき取ってください。

☆テスト方法

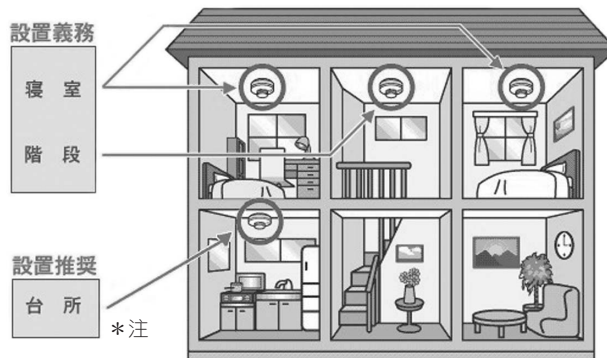
正常に作動するか、定期的にテストをしましょう。

テストは、ボタンを押したり、ひもがついているタイプの場合は、ひもを引いて行えます。詳しくは製品の取扱説明書をご覧ください。

●設置義務がある主な場所は寝室

寝室が2階にある場合等は階段の上部などにも設置が必要となる場合があります。

また、機器の種類は、煙式のものを選びましょう。（台所には熱式が適しています）



*注：推奨はしているが義務はありません。

お問い合わせ先

長万部町消防本部消防グループ 予防担当 ☎2-2049